

# 食支援活動への期待について

令和7年1月31日（金）

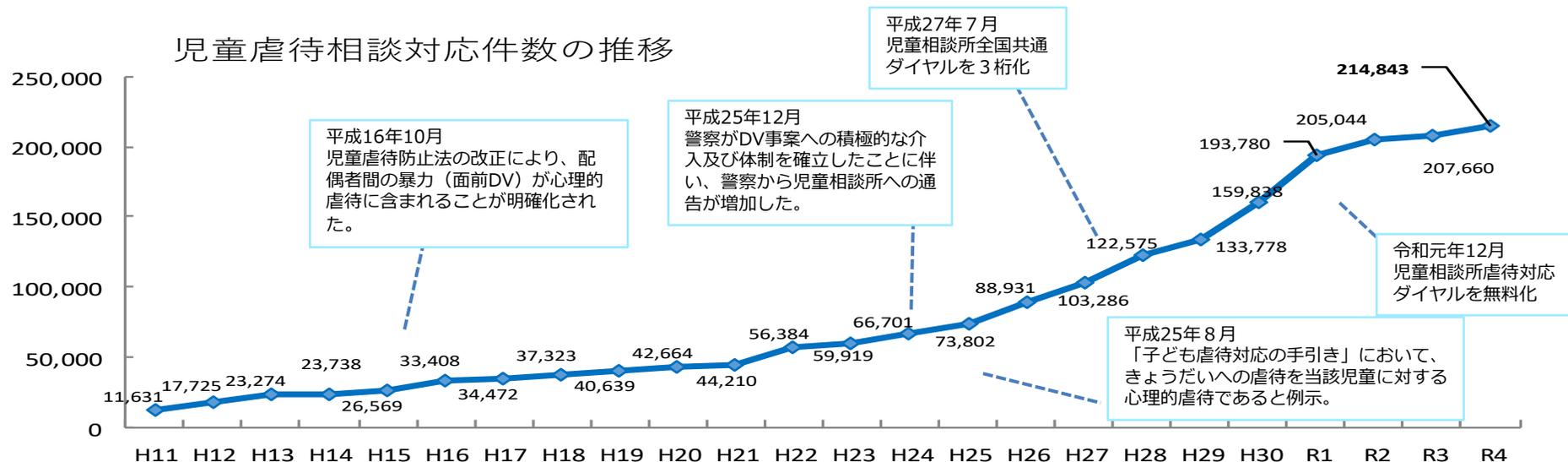
「「食」を通じた地域の見守り機能強化事業」東京研修会  
こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課 佐々木 康輔

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和4年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、**214,843件（令和6年9月現在）**。平成11年度に比べて約19倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.6%）、次いで身体的虐待の割合が多い（23.0%）。
- 相談経路は、警察等（52.3%） 近隣知人（10.3%） 家族（8.3%） 学校等（7.4%） からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

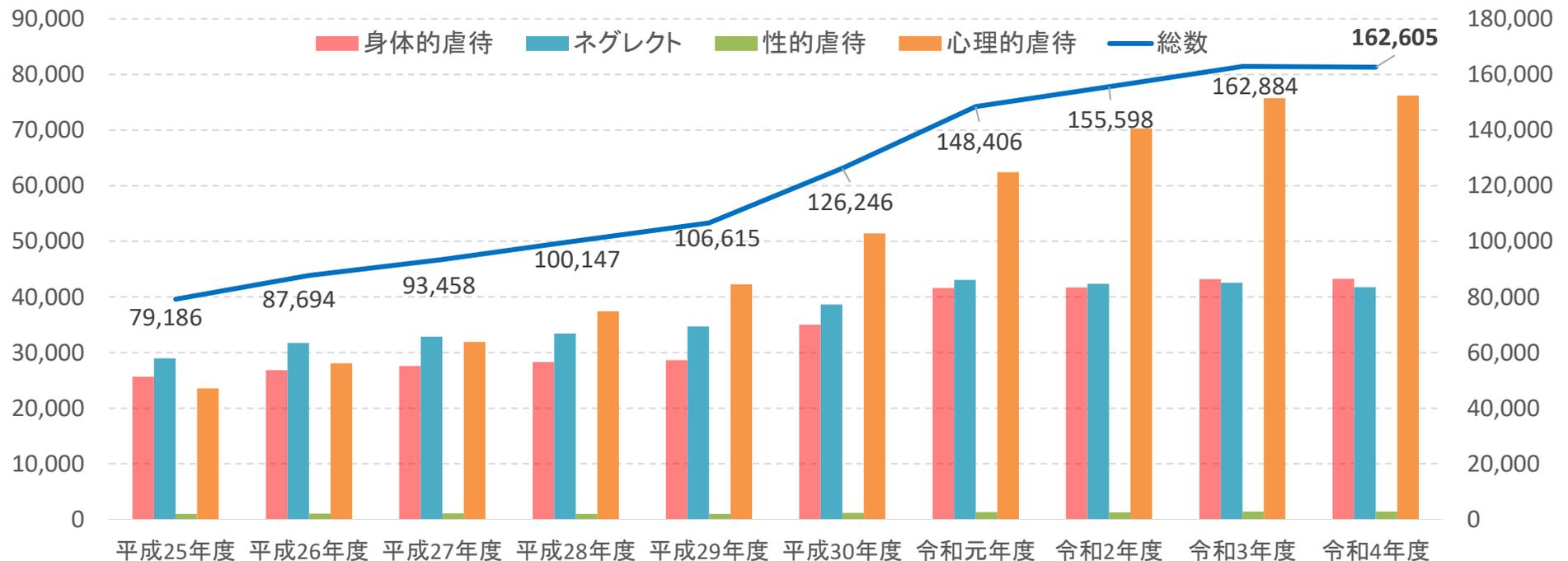
令和4年度 (令和6年9月現在)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
	49,464(23.0%) (+223)	34,872(16.2%) (+3,424)	2,393(1.1%) (+146)	128,114(59.6%) (+3,390)	214,843(100.0%) (+7,183)

○ 虐待相談の相談経路

4年度 (令和6年9月現在)	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
	15,295 (7.1%) (+599)	2,545 (1.2%) (-104)	22,188 (10.3%) (-5,887)	2,716 (1.3%) (+187)	11,710 (5.5%) (+1,028)	150 (0.0%) (-45)	189 (0.1%) (-37)	3,926 (1.8%) (+318)	3,136 (1.5%) (+290)	112,311 (52.3%) (+9,207)	15,835 (7.4%) (+891)	24,842 (11.6%) (+752)	214,843 (100%) (+7,183)

# 市町村における虐待相談の内容別件数の推移

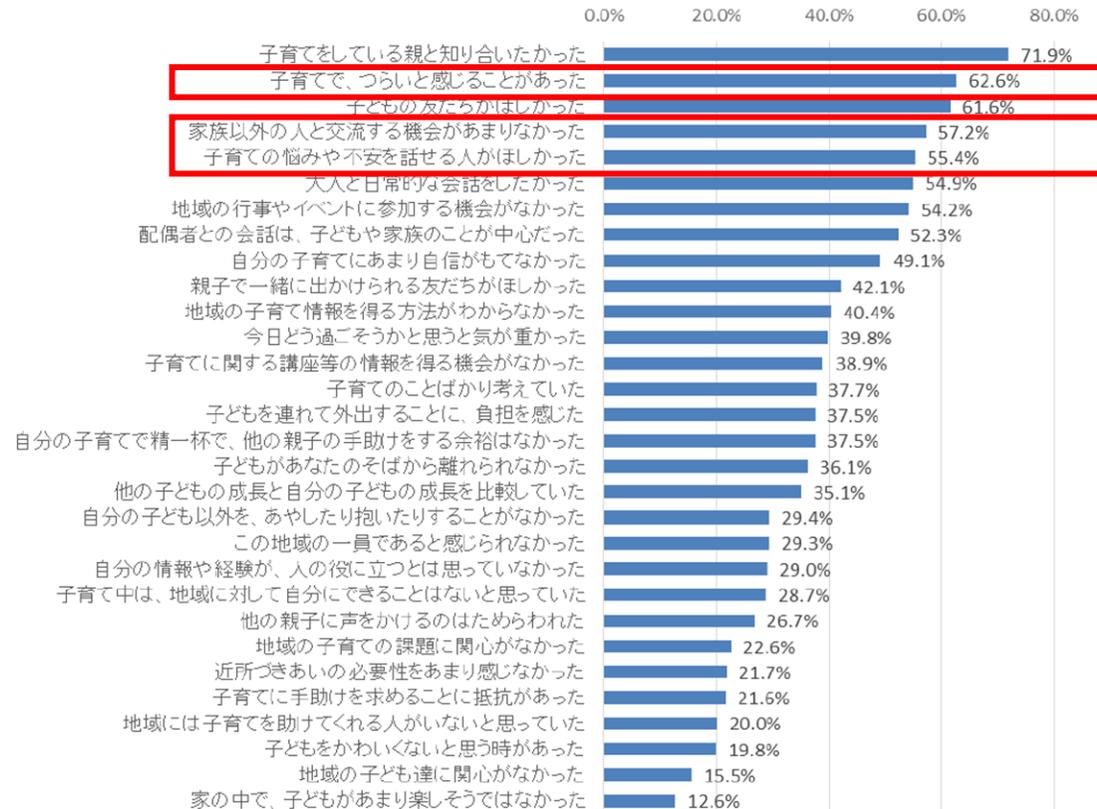
	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
平成25年度	25,665	(32.4%)	28,954	(36.6%)	1,013	(1.3%)	23,554	(29.7%)	79,186	(100.0%)
平成26年度	26,860	(30.6%)	31,740	(36.2%)	1,033	(1.2%)	28,061	(32.0%)	87,694	(100.0%)
平成27年度	27,603	(29.5%)	32,844	(35.1%)	1,077	(1.2%)	31,934	(34.2%)	93,458	(100.0%)
平成28年度	28,299	(28.3%)	33,418	(33.4%)	1,009	(1.0%)	37,421	(37.4%)	100,147	(100.0%)
平成29年度	28,655	(26.9%)	34,715	(32.6%)	978	(0.9%)	42,267	(39.6%)	106,615	(100.0%)
平成30年度	35,001	(27.7%)	38,644	(30.6%)	1,196	(0.9%)	51,405	(40.7%)	126,246	(100.0%)
令和元年度	41,593	(28.0%)	43,062	(29.0%)	1,307	(0.9%)	62,444	(42.1%)	148,406	(100.0%)
令和2年度	41,693	(26.8%)	42,366	(27.2%)	1,289	(0.8%)	70,250	(45.1%)	155,598	(100.0%)
令和3年度	43,194	(26.5%)	42,530	(26.1%)	1,430	(0.9%)	75,730	(46.5%)	162,884	(100.0%)
令和4年度	43,245	(26.6%)	41,742	(25.7%)	1,410	(0.9%)	76,208	(46.9%)	162,605	(100.0%)



## 子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、拠点を**利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



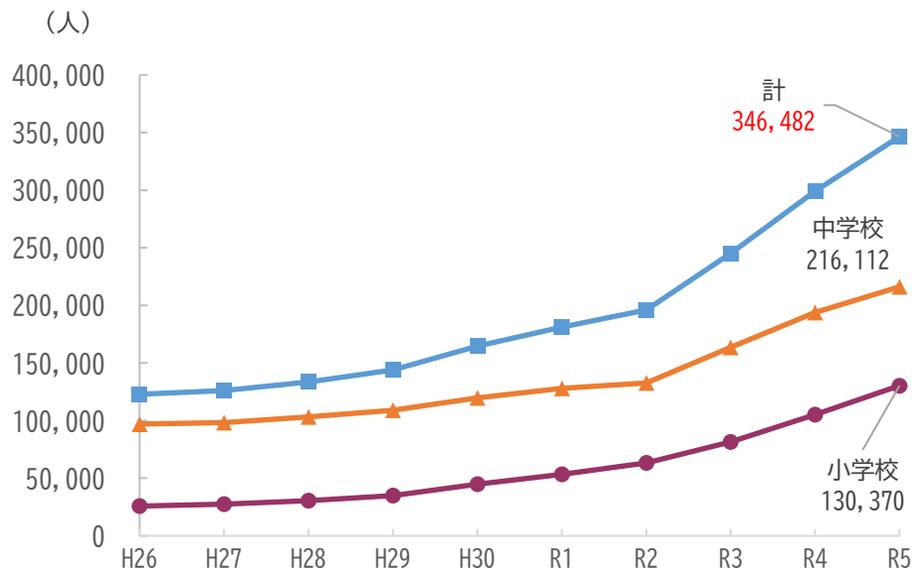
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）

（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

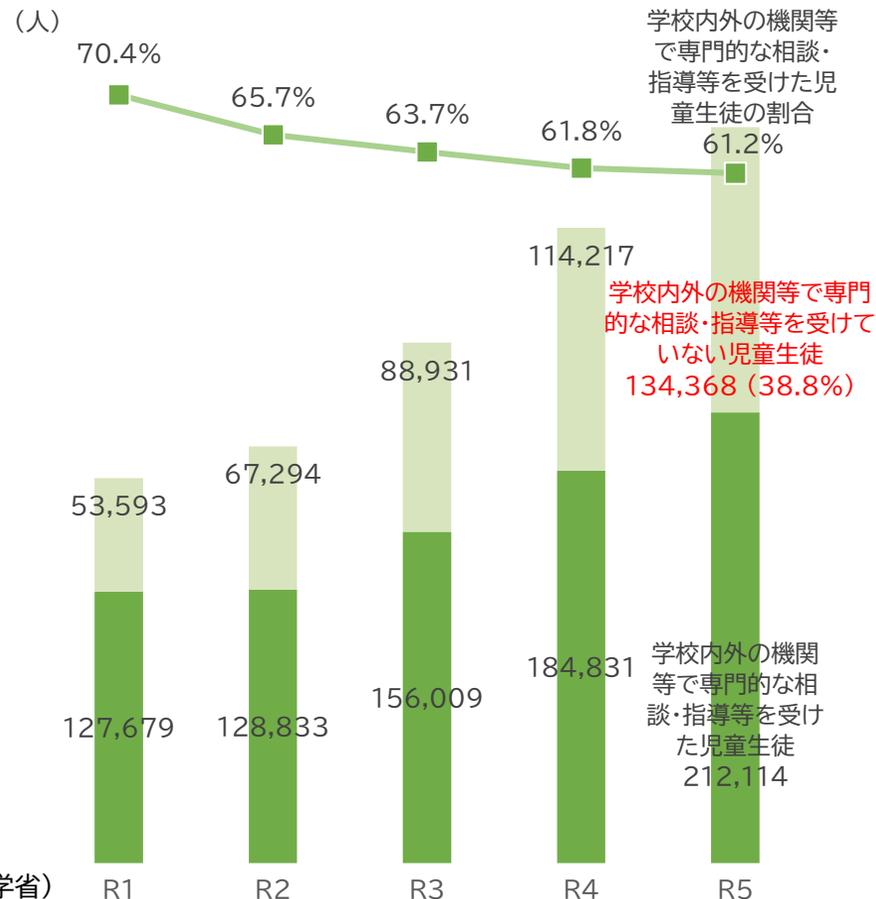
# 小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人（11年連続で増加し、過去最多）
- そのうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数は約13万4千人（38.8%）（過去最多）である。

小・中学校における不登校児童生徒数の推移



小・中学校における不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数・割合の推移



# こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和6年9月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例65例（72人）を対象とした。

区分	第20次報告			（参考）第19次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	54（26）	11（0）	65（26）	50（21）	18（0）	68（21）
人数	56（27）	16（0）	72（27）	50（21）	24（0）	74（21）

※1（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

こども家庭庁が、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している事例（心中未遂を除く）について、都道府県等毎に原則1事例の報告を求め回答があった43例（43人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第19次報告）

	第1次報告 （平成17年4月）			第2次報告 （平成18年3月）			第3次報告 （平成19年6月）			第4次報告 （平成20年3月）			第5次報告 （平成21年7月）			第6次報告 （平成22年7月）			第7次報告 （平成23年7月）			第8次報告 （平成24年7月）			第9次報告 （平成25年7月）			第10次報告 （平成26年9月）		
	H15.7.1～H15.12.31 （6か月間）			H16.1.1～H16.12.31 （1年間）			H17.1.1～H17.12.31 （1年間）			H18.1.1～H18.12.31 （1年間）			H19.1.1～H20.3.31 （1年3か月間）			H20.4.1～H21.3.31 （1年間）			H21.4.1～H22.3.31 （1年間）			H22.4.1～H23.3.31 （1年間）			H23.4.1～H24.3.31 （1年間）			H24.4.1～H25.3.31 （1年間）		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

	第11次報告 （平成27年10月）			第12次報告 （平成28年9月）			第13次報告 （平成29年8月）			第14次報告 （平成30年8月）			第15次報告 （令和元年8月）			第16次報告 （令和2年9月）			第17次報告 （令和3年8月）			第18次報告 （令和4年9月）			第19次報告 （令和5年9月）				
	H25.4.1～H26.3.31 （1年間）			H26.4.1～H27.3.31 （1年間）			H27.4.1～H28.3.31 （1年間）			H28.4.1～H29.3.31 （1年間）			H29.4.1～H30.3.31 （1年間）			H30.4.1～H31.3.31 （1年間）			H31.4.1～R2.3.31 （1年間）			R2.4.1～R3.3.31 （1年間）			R3.4.1～R4.3.31 （1年間）				
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中															
例数	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66	50	18	68		
人数	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	50	24	74		

# 虐待にかかるリスク要因と主な施策

## リスク要因とその背景

「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の累積データ  
(第1次～第20次報告のデータ/心中以外の虐待死)をもとに整理

### <養育者側の要因/状況>

#### ○妊娠期・周産期の問題(①)

予期しない妊娠/計画していない妊娠...27.7% **妊婦健康診査未受診...27.3%**

**妊娠届の未提出...20.4%** 若年(10代)妊娠...17.0%

#### ○生育歴(②～⑨)

両親間にDVがあった(実母)...21.3%※ (実父)...15.9%※

非行歴 (実母)...28.8%※ (実父)...25.7%※

中学卒 (実母)...31.2%※ (実父)...24.2%※

虐待を受けた経験 (実母)...39.6%※ (実父)...24.2%※

#### ○養育者の心理的・精神的問題等(⑩、⑪)

(実母) **養育能力の低さ...27.8%** **育児不安...23.8%**

精神障害...10.8% 衝動性、うつ状態...10.6%

(実父) **養育能力の低さ...15.6%** 攻撃性...11.0%

感情の起伏が激しい...10.2% 衝動性、怒りのコントロール不全...9.8%

#### ○家庭の経済状況(家計を支えている主たる者別)(⑫、⑬)

家計を支えている主たる者<実母> 市区町村民税非課税世帯...46.2%※

家計を支えている主たる者<実父> 年収500万円以上...50.0%※

#### ○地域社会、親族との接触状況(⑭～⑰)

**家庭と地域社会との接触状況 ほとんどない...37.4%※**

家庭と親族との接触状況 ほとんどない...15.3%※

### <こども側の要因/状況>

#### ○死亡時点のこどもの年齢(⑱)

0歳児...48.2% 3歳児以下...76.0%

#### ○こどもの疾患・障害等(⑲)

身体疾患...14.3% 障害、身体発育の問題...12.5%

#### ○こどもの情緒・行動上の問題(⑳)

あり...42.9%※

内訳) 指示に従わない、かんしゃく...17.1%※

ミルクの飲みムラ、激しい泣き、多動...14.3%※

### <その他>

#### ○加害の動機(㉑、㉒)

保護を怠ったことによる死亡...20.2%※ しつけのつもり...15.1%※

こどもの存在の拒否・否定...12.8%※

※は有効割合として算出

## 主な施策

### <予期せぬ妊娠、若年妊娠等に対する支援>

#### ○「妊産婦等生活援助事業」●

家庭生活に支障が生じた妊産婦が安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡

#### ○「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援」●

経済的負担軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援に繋げるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成

### <妊娠期からの早期の支援が必要な家庭を着実に支援に繋ぐ>

#### ○「出産・子育て応援交付金」●

妊娠届出時から妊婦・子育て家庭に寄り添い、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等を行う伴走型相談支援と経済的支援

#### ○「こども家庭センター」の設置と「サポートプラン」の作成

全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的相談機関として、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で、母子保健・児童福祉の支援の提供を一体的にマネジメント

#### ○「家庭支援事業」

(親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業) 等

### <困窮する子育て家庭に対する支援>

#### ○「児童扶養手当」●

#### ○「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」●

等

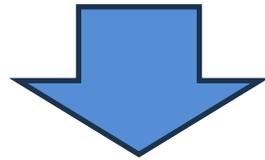
### <こどもの障害や育てづらさに対する支援>

#### ○「障害児通所支援」●

(児童発達支援、放課後等デイサービス 等)

# ここまでのまとめ

- 児童虐待相談対応件数は児童相談所・市区町村ともに増加傾向にある。
- 子育て家庭においては、養育に不安・悩みがあるものの相談・共有できる場がない
- 学齢期においても、不登校児童生徒数は過去最多。加えて不登校児童生徒の約4割は、学校内外の機関で専門的な相談・指導を受けられていない状況にある。
- 死亡事例事案においても、行政や地域社会とのつながりが希薄



支援を必要としている人が孤立しているため  
官民連携による状況把握やアプローチが必要



# 食支援活動に期待すること

孤立化してしまっている支援を要する方を把握し、支援へつなげるには・・・

⇒孤立化してしまっている支援を要する方を把握するにはアウトリーチが必要

⇒特に、食品や日用品を家庭に届ける宅食が効果的

※ただし、児童虐待相談対応件数の増加により、市区町村の職員の業務量は増加。また行政機関が訪問するよりも民間団体の方が訪問される方が訪問率が良いという声も。



● こども宅食等の存在は、児童虐待の未然防止の観点からも非常に重要な存在

⇒孤立化してしまっている支援を要する方の把握・見守りを行う最前線

● 市区町村(こども家庭センター)と連携しながら、民間団体の強みを活かしてアウトリーチし、支援・見守りを実施していただきたい。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

## 事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

## 実施主体等

【実施主体】 ①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】 ①及び②：国2/3（市町村1/3）、③：国2/3（都道府県1/3）

【補助基準額】 ①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

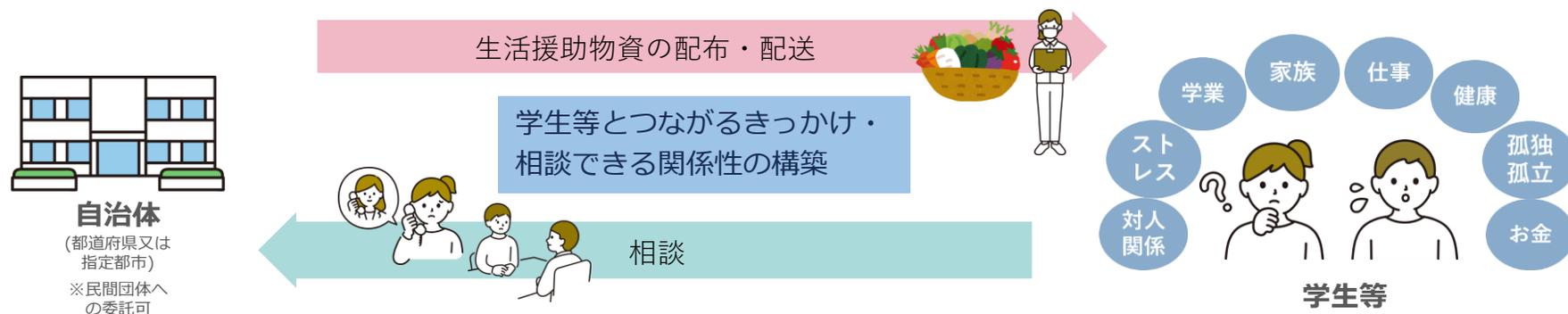
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

## 事業の概要

①生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

### 【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



## 実施主体等

- 【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
- 【補助率】国：1／2、都道府県、指定都市：1／2
- 【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

ご清聴、ありがとうございました

こどもまんなか  
こども家庭庁